

## 西神戸医療センターにおける医療事故の公表について

### 1. 目的

西神戸医療センターでは、これまでも患者の人権と生命を守り、安全で質の高い医療を目指し、医療事故防止のために様々な取組みを実施している。今後とも市民が安心して医療を受けられるために

- ・ 病院運営の透明性を高め、医療への信頼を確保する
  - ・ 院内、院外への情報提供の場として、さらなる事故防止を図っていく
- ために、医療事故についての公表基準を定め、それに基づき適宜公表を行うものとする。

また、その際、透明性を一層高めるとともに、医療安全に関して専門的視点から検討を行い、安全管理体制の向上を図るために、外部委員（市民病院群以外の医療関係者、弁護士）の参加を求めて検討を行うものとする。

### 2. 用語の定義[医療過誤]

本公表基準においては、患者が本来持っていた疾病や体質など基礎条件によるものを除き、医療にかかる場所で医療の全過程において発生した患者に傷害を及ぼした事象を医療上の有害事象といい、このうち医療側に過失がある場合を、医療過誤という。

### 3. 医療事故（アクシデント）のレベル

レベル	態 様
A	事故のために予期しなかった、もしくは予期していたものを上回る濃厚な処置や治療の必要性が生じた場合。
B	事故のために予期しなかった、もしくは予期していたものを上回る永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害を伴う場合。
C	事故が死因となる場合。（原疾患の自然経過によるものを除く）

### 4. 公表の基準及び公表の内容

#### （1）個別公表

- ①レベル B 又は C に該当する医療過誤と判断されるもの（但し、レベル B については重大な過失があると判断されるもの）については、すみやかに病院長が公表する。
- ②①に該当しない過失が認められない事案についても、社会的影響の大きい事項等については、病院長の判断により公表するものとする。

公表内容は、患者及び家族等のプライバシー・人権に配慮しながら、原則として

i ) 概要

日時、場所、発生状況とそれに至った経緯、その後の対応

ii ) 今後の対策

iii) その他必要と思われる事項 とする。

(2) 包括公表

個別公表の対象となった案件を除き、①医療過誤と判断されるもの及び②医療過誤ではないが社会的影響の大きい事案については、概要（発生年月日、場所、内容）、今後の対策、その他必要な事項を市民病院の公表の時期に併せて公表する。

**5. 公表に当たっての患者さん及びご家族の同意**

事前に患者さん又はご家族に対し、患者さん及びご家族が特定・識別されないように十分配慮はするが、医療事故公表の目的を踏まえ原則公表することを十分説明することとする。

**6. 公表の時期**

(1) 個別公表

病院長は事案発生後すみやかに原因究明に努め、医療の過程における過失があると判断した場合は、速やかに公表する。

(2) 包括公表

4半期（3ヶ月）ごとに資料提供により行うものとする。

(3) 病院のホームページによる公表

医療安全対策など医療安全管理にかかる情報については、毎度毎に、各病院のホームページに掲載する。